

令和 7 年 11 月 4 日

下呂商工会 会員各位

下呂商品券発行事務組合
会長 中川 正之

小切手の廃止に伴う取引口座の調査

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本政府が令和 9 年 3 月末までに小切手を廃止し、電子化を進める方針を示したところをふまえ、商品券の換金を扱っている益田信用組合では令和 9 年 4 月以降、小切手の受付停止が決定されました。これに基づき、商品券発行事務組合では、小切手での換金作業が出来なくなり益田信用組合の預金口座から換金分を事業所様の口座へ振り込む方法に変更となります。ただし、益田信用組合以外の口座に振り込む場合には振込手数料が発生します。益田信用組合以外の口座の事業所様には、振込手数料を引いた金額を振込むこととなります。

【参考】 ますしんインターネットバンキング 振込手数料

	3 万円未満	3 万円以上
同一店	無料	無料
本支店	無料	無料
他行	330 円	550 円

※なお換金日は毎月 5 日、15 日、25 日（R7.10 月～実施、商工ニュースで案内済）の 3 日、休日の場合は翌営業日

そこで商品券の取り扱いについて事業所様へ以下の調査を実施します。お手数をおかけしますが、別紙のアンケートにご協力いただき、11 月 28 日（金）までに下呂商工会までご回答をお願いいたします。（期日までに回答のない事業所様は益田信用組合の預金口座を持っているものとみなします。）

① いずれかに☒をお願いいたします。

益田信用組合の預金口座を

☐ 持っています

☐ 持っていませんが、今後作る予定あり

☐ 持っていませんし、今後作る予定もなく手数料を引かれて振り込まれることに了承

② 本件に関して何かご意見等あればご記入をお願いいたします。

（

令和 7 年 月 日

事業所名

代表者名

回答先：下呂商工会 FAX:25-5538、[電話:25-5522](tel:25-5522)、e-mail: gerosho@ccn.aitai.ne.jp